

# 飯館村 こども計画

【令和7年度～令和11年度】



令和7年3月

飯館村



## ◆目 次◆

<b>第1章 計画策定にあたって</b>	<b>1</b>
1 計画策定の背景と趣旨 .....	3
(1) 社会的背景.....	3
(2) 計画策定の趣旨.....	3
2 計画の位置づけ .....	4
3 計画の対象 .....	5
4 計画期間 .....	5
5 計画の策定体制 .....	6
(1) 飯館村子ども・子育て会議.....	6
(2) 子ども・子育て家庭生活状況調査の実施.....	6
(3) パブリックコメントによる意見募集の実施.....	6
6 国の動向 .....	7
(1) こども基本法.....	7
(2) こども大綱.....	7
(3) こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」の概要.....	8
(4) 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)の概要.....	9
<b>第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況</b>	<b>11</b>
1 本村の状況 .....	13
(1) 総人口と年齢3区分別人口.....	13
(2) 避難状況.....	13
(3) 出生数と婚姻件数の推移.....	14
(4) 村内の学校教育施設等.....	14
2 将来人口と子ども・若者人口の今後の見通し.....	15
3 主なアンケート調査結果と課題 .....	18
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b>	<b>25</b>
1 基本理念 .....	27
2 基本目標 .....	28
3 施策の体系 .....	29
<b>第4章 施策の展開</b>	<b>31</b>
1 基本目標1 .....	33
2 基本目標2 .....	35
3 基本目標3 .....	38
4 基本目標4 .....	40

<b>第5章 幼児期の教育・保育の内容と提供体制 .....</b>	<b>45</b>
<b>1 教育・保育提供区域の設定 .....</b>	<b>47</b>
(1) 教育・保育.....	47
(2) 地域子ども・子育て支援事業.....	47
<b>2 教育・保育の量の見込みと確保の内容 .....</b>	<b>48</b>
(1) 基本的な考え方.....	48
(2) 年度ごとの量の見込みと確保の内容.....	48
<b>3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容 .....</b>	<b>50</b>
(1) 利用者支援事業.....	50
(2) 妊婦健康診査.....	50
(3) 乳児家庭全戸訪問事業.....	51
(4) 放課後児童健全育成事業(学童クラブ).....	52
(5) 実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	53
(6) 養育支援訪問事業.....	53
(7) その他の地域子ども・子育て支援事業.....	54
(8) 妊婦等包括相談支援事業【新規】 .....	55
(9) 産後ケア事業【新規】 .....	56
(10) その他の地域子ども・子育て支援事業【新規】 .....	57
<b>4 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保 .....</b>	<b>58</b>
<b>第6章 計画の推進 .....</b>	<b>59</b>
<b>1 計画の推進.....</b>	<b>61</b>
(1) 連携体制の確立.....	61
(2) 村民や関係機関・団体との連携.....	61
<b>2 進行管理.....</b>	<b>62</b>
(1) 進行管理の方法.....	62
(2) 社会経済情勢等に対応した推進.....	62
<b>資料編 .....</b>	<b>63</b>
<b>1 飯館村子ども・子育て会議設置要綱 .....</b>	<b>65</b>
<b>2 計画策定経過 .....</b>	<b>67</b>

※ 「こども」、「子ども」の表記については、国の各種法律名やその概要説明、制度によって使い分けをしています。また、国や県の事業についても同様です。

なお、村の独自事業等については、「子ども」表記で統一しています。

# 第Ⅰ章 計画策定にあたって



# I 計画策定の背景と趣旨

## (1) 社会的背景

我が国においては、令和5（2023）年の出生数は約73万人と過去最低を記録し、合計特殊出生率（一人の女性が生涯に生む子どもの数）は1.20と、長期的に減少を続けています。

近年、総人口の減少をはじめ、少子高齢化や世帯人員の減少傾向、就労環境の変化等を背景に、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。また、子どもへの虐待、子どもの貧困問題など、子どもを取り巻くさまざまな社会的課題の解決に向けて、子どもの生活を地域社会全体で支援していくことが重要となっています。

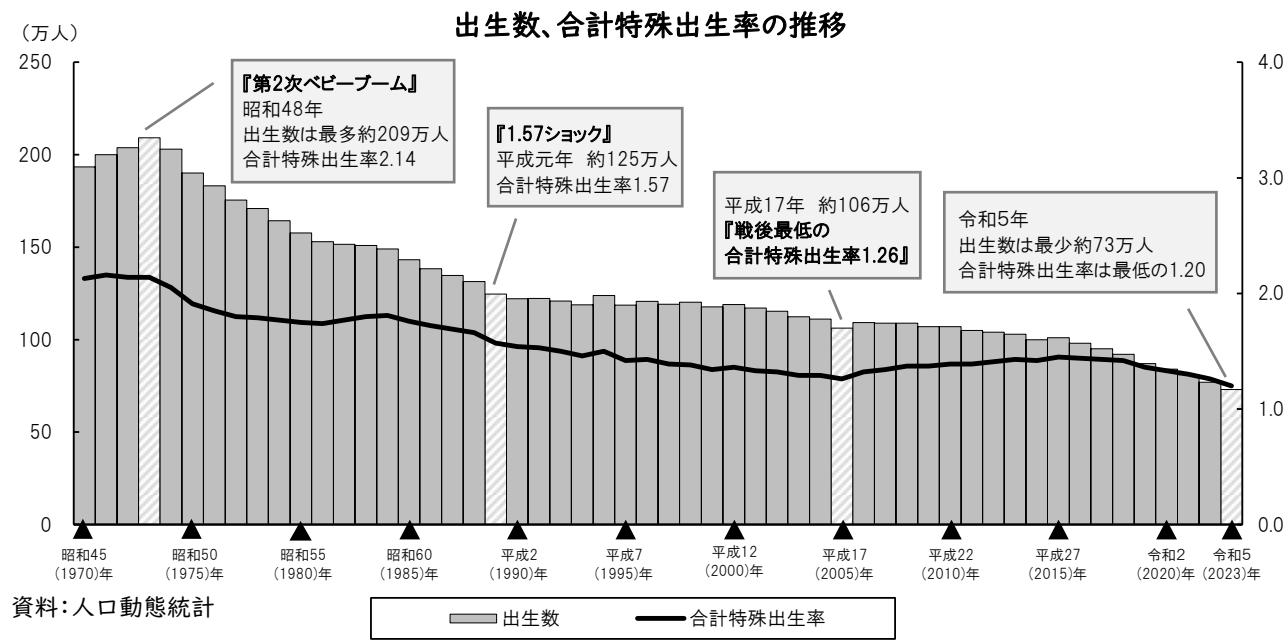
一方、国においては、令和3（2021）年に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現を目指す取組が進められることとなりました。さらに、令和5（2023）年には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法（令和4年法律第77号）」が施行されるとともに「こども大綱」が閣議決定されました。また、同年、こども施策を推進する司令塔の役目を果たすため「こども家庭庁」が創設され、こどもに係る施策を総合的かつ強力に推進することとしています。

## (2) 計画策定の趣旨

本村では、令和2（2020）年に「第2期いいたて子ども・子育て支援事業計画」を策定し、『いいたての未来を担う子どもたちを社会全体で支援する』を基本理念に掲げ、子どもが心身ともにのびのびと成長するとともに、親も楽しく子育てできるよう、さまざまな子育て支援施策に取り組んできました。

「こども基本法」第10条では、市町村は「こども大綱」を勘案して「市町村こども計画」を定めるよう努めるものと規定されています。「市町村こども計画」は「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」の規定及び「次世代育成支援対策推進法」、「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」、「子ども・若者育成支援推進法」、その他法令で定めるこども施策に関する計画と一体的に策定することができます。

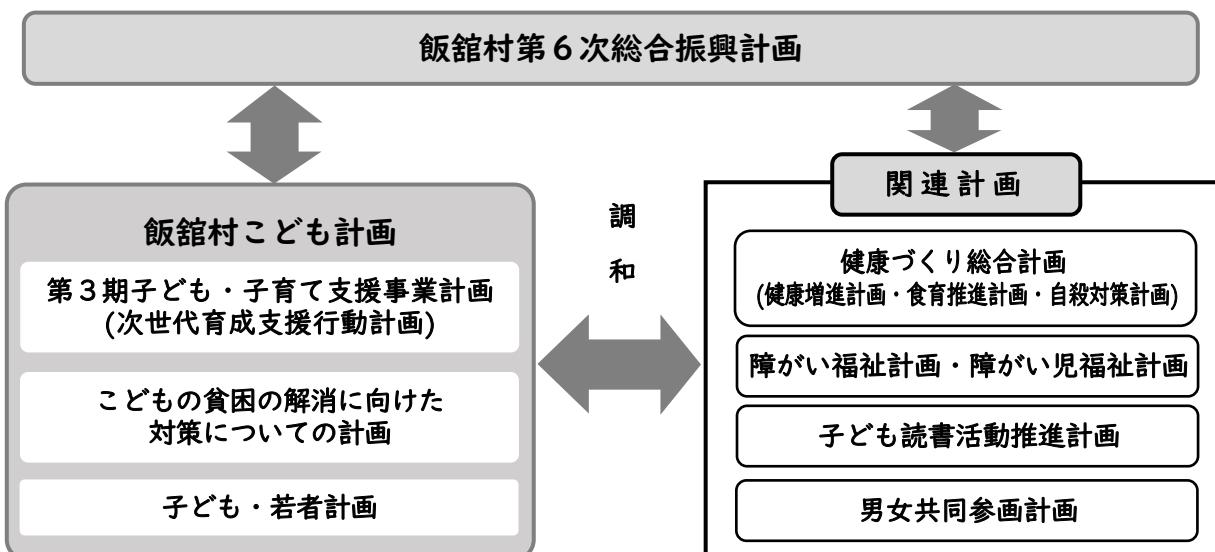
そこで、本計画は「こども基本法」第10条に規定される「市町村こども計画」として、これらに関する取組を一体的に策定することとします。



## 2 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条に基づく市町村こども計画であり、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく次世代育成支援市町村行動計画、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく子どもの貧困の解消に向けた対策についての市町村計画、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく市町村子ども・若者計画を包含し、一体的に策定しています。また、最上位計画である「飯館村第6次総合振興計画」(令和2年9月策定)との整合を図るとともに、健康福祉分野の関連計画との整合・調整を図りながら策定しています。

### ◆本計画の位置づけ◆



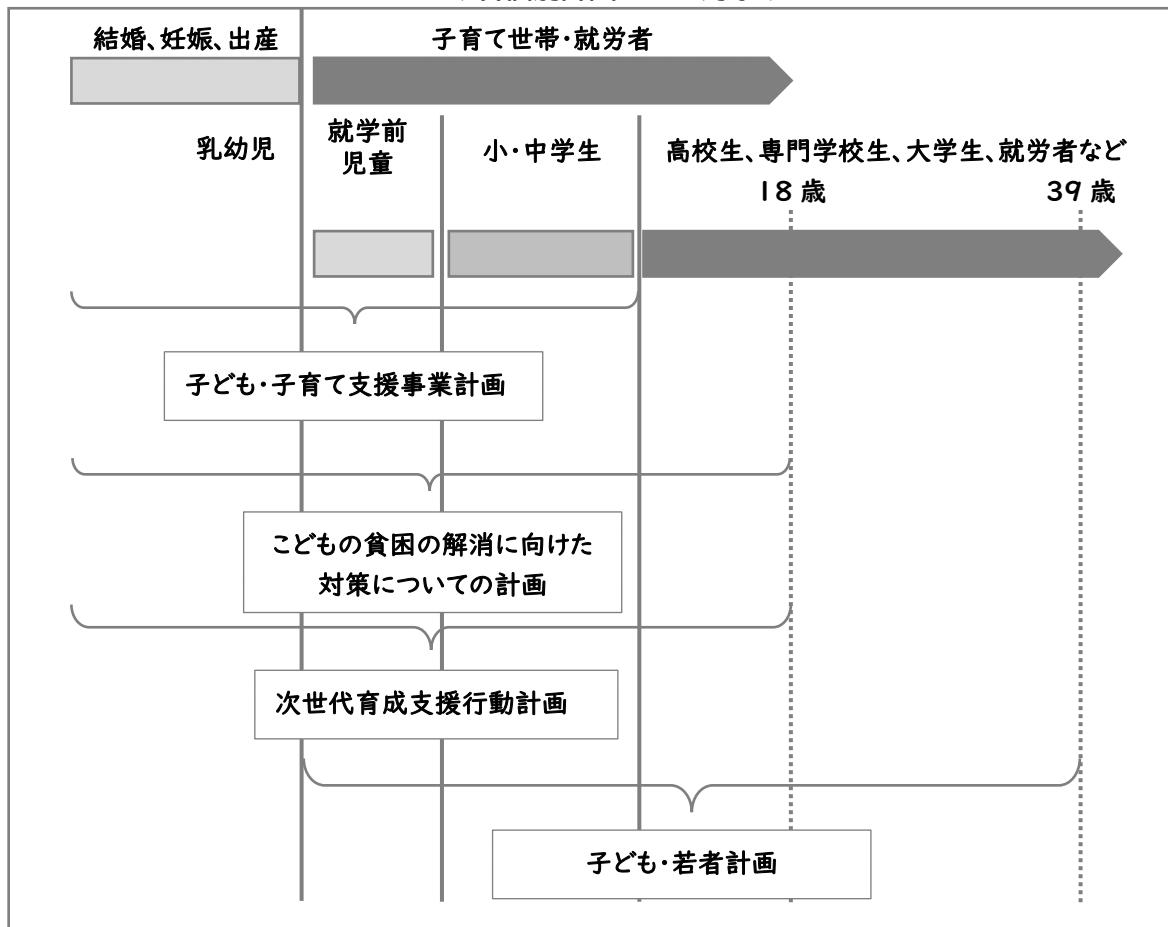
### ◆一体的に策定する計画の概要◆

計画名	根拠法	概要
市町村こども計画	こども基本法第10条	全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくことを目指して、こども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を一元的に定める計画
市町村子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条	質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、地域子ども・子育て支援事業の一層の充実、保育の量的拡大・確保を図ることを目的とする計画
次世代育成支援市町村行動計画	次世代育成支援対策推進法第8条	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会を形成することを目指して、次世代育成支援対策の目標、実施する支援対策の内容及びその実施時期等を定める計画
子どもの貧困の解消に向けた対策についての市町村計画	子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項	貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないと、こどもが多様な体験の機会を得られないこと、その他の権利利害を害されたり、社会から孤立したりすることがないよう、子どもの貧困の解消に向けた対策を定める計画
市町村子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法第9条第2項	全ての子ども・若者の健やかな成長と自立を目指して、総合的・体系的に推進する子ども・若者育成支援施策を定める計画

### 3 計画の対象

こども基本法では、第2条において「こども」の定義を「心身の発達の過程にある者」としており、18歳や20歳といった年齢で必要な支援がとぎれないよう、心と身体の発達の過程にある人が「こども」と定義されています。

#### ◆各個別計画の主な対象◆



### 4 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本村の状況の変化等により、必要に応じて計画の見直しを行います。

令 和										
2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	
第2期子ども・子育て支援事業計画						こども計画				

## 5 計画の策定体制

本計画策定にあたっては、各分野からのご意見をいただき検討・協議するとともに、住民からの意見を幅広く募り計画に反映させるため、以下のような取組を行いました。

### (1) 飯館村子ども・子育て会議

子ども・子育て支援に関する事業の関係者、学識経験者、関係行政機関の職員等で構成される「飯館村子ども・子育て会議」において、本計画にかかる審議をいただきながら検討・策定を進めました。

### (2) 子ども・子育て家庭生活状況調査の実施

飯館村における教育・保育・地域子ども・子育て支援事業の状況や、子ども・家庭の実態と支援ニーズなどを総合的に把握し、令和7年度からの「飯館村こども計画」の策定に反映するため、令和6年1月29日～2月16日にかけて、郵送法により子ども・子育て家庭生活状況調査を実施しました。

調査対象者と回収状況は以下のとおりです。

		配布数	回収数	回収率
保護者	就学前児童保護者	112件	50件	44.6%
	小学1～3年生保護者	104件	38件	36.5%
	小学4～6年生保護者	90件	30件	33.3%
	中学生保護者	82件	20件	24.4%
	高校生等保護者	89件	17件	19.1%
子ども本人	小学4～6年生本人	90件	31件	34.4%
	中学生本人	82件	17件	20.7%
	高校生等本人	89件	18件	20.2%

### (3) パブリックコメントによる意見募集の実施

計画素案について、本村ホームページへの掲載、村内関係施設への設置を通して内容を公表し、パブリックコメントを実施し、住民の皆様からご意見をいただきました。

また、いただいたご意見は、子ども・子育て会議により検討・協議を進め、必要に応じて計画に反映しました。

## 6 国の動向

### (1) こども基本法

こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、子ども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定や子ども等の意見の反映などについて定めています。

#### 「こども基本法」基本理念

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- 4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、子どもの今とこれからにとて最もよいことが優先して考えられること。
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しい子どもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

### (2) こども大綱

令和5年12月22日、こども基本法に基づきこども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

こども大綱では、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、次の6つの柱を基本的な方針としています。

#### 「こどもまんなか社会」

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会のこと。

#### 「こども大綱」の基本的な方針

- 1 こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とからの最善の利益を図る。
- 2 こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- 3 こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- 4 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
- 5 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む陥路の打破に取り組む。
- 6 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

### (3) こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」の概要

全てのこども・子育て世帯を対象にライフステージ全体を俯瞰して、切れ目のない子育て支援の充実を図るとともに、共働き・共育てを推進していくための総合的な対策を推進していくこととされています。

#### (1) 妊娠期からの切れ目ない支援の拡充～伴走型支援と産前・産後ケアの拡充～

- 妊娠期から出産・子育てまで、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ「伴走型相談支援」について、地方自治体の取組と課題を踏まえつつ、継続的な実施に向け、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の新たな相談支援事業として制度化する。
- 産後ケア事業について、子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として位置づけ、支援を必要とするすべての方が利用できるようにするための提供体制の確保に向けた取組を進める。

#### (2) 幼児教育・保育の質の向上～75年ぶりの配置基準改善と更なる待遇改善～

- 2024年度から、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった4・5歳児について、30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。
- 2025年度以降、1歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める。

#### (3) すべての子育て家庭を対象とした保育の拡充～「こども誰でも通園制度(仮称)」の創設～

- 月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設する。
- 2025年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、2026年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付とする。

#### (4) 新・放課後子ども総合プランの着実な実施～「小1の壁」打破に向けた量・質の拡充～

- 受け皿の拡大（約122万人から約152万人への拡大）の目標を加速化プランの期間中の早期に達成できるよう取り組む。
- 放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から、2024年度から常勤職員配置の改善などを図る。

#### (5) 多様な支援ニーズへの対応

##### ～こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立支援と

##### 社会的養護、障害児・医療的ケア児等の支援基盤の充実～

- こどもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るために、こどもの生活支援、学習支援を更に強化するとともに、ひとり親家庭に対し、児童扶養手当の拡充のほか、就業支援、養育費確保支援などを多面的に強化する。
- 改正児童福祉法による包括的な相談支援体制の構築などの体制整備を着実に実施するとともに、こども・若者視点での新たなニーズに応じた支援やアウトリーチ型支援などを強化する。
- 地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を推進し、障害の有無に関わらず、すべてのこどもが安心して共に育ち暮らすことができる地域社会を実現する。

## (4) 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)の概要

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うことが改正の趣旨となっています。

### (1) こども家庭センターの設置とサポートプランの作成等

- 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊娠婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。
- この相談機関では、妊娠届から妊娠婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。
- 市町村は、地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関の整備等に努めなければならない。

### (2) 地域子ども・子育て支援事業に新規3事業を位置づけ

#### ①子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊娠婦等を対象（支援をするヤングケアラー含む）
- 訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言等

#### ②児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）

- 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象
- 児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う。  
例）居場所の提供、食事の提供、生活リズムの調整、学習支援、関係機関との調整等

#### ③親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象
- 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う。  
例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング）等

### (3) 地域子ども・子育て支援事業を拡充

#### ①子育て短期支援事業

- 保護者が子どもと共に入所・利用可能とする。子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。
- 専用居室・専用人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。

#### ②一時預かり事業

- 子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨を明確化する。



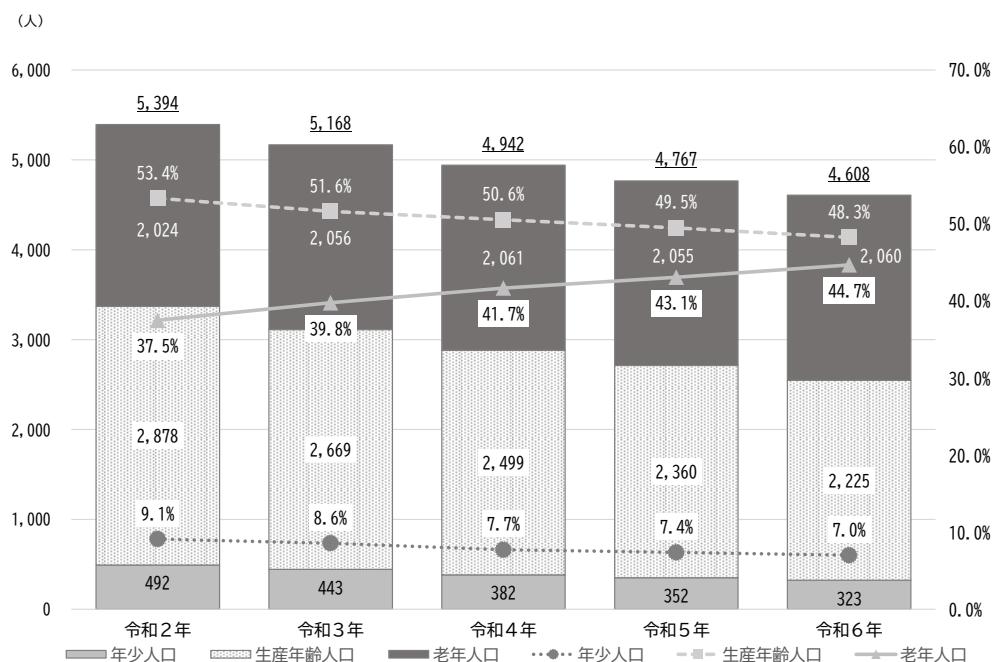
## **第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況**



## I 本村の状況

### (1) 総人口と年齢3区分別人口

本村の総人口は、令和4年に5,000人を下回り、その後も減少が続いている。令和6年4月1日現在4,608人となっています。年齢3区分別にみると、年少人口、生産年齢人口は減少していますが、老人人口は令和3年以降2,060人前後で推移しています。また、総人口に占める年齢3区分別割合では、老人人口は増加、生産年齢人口、年少人口は減少しています。



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

※令和7年度以降の量の見込み(第5章)については、年度ごとに算出することになっているため、現状値を4月1日時点での年齢(学年齢)に基づき、将来人口も年度ごとに推計しています。

### (2) 避難状況

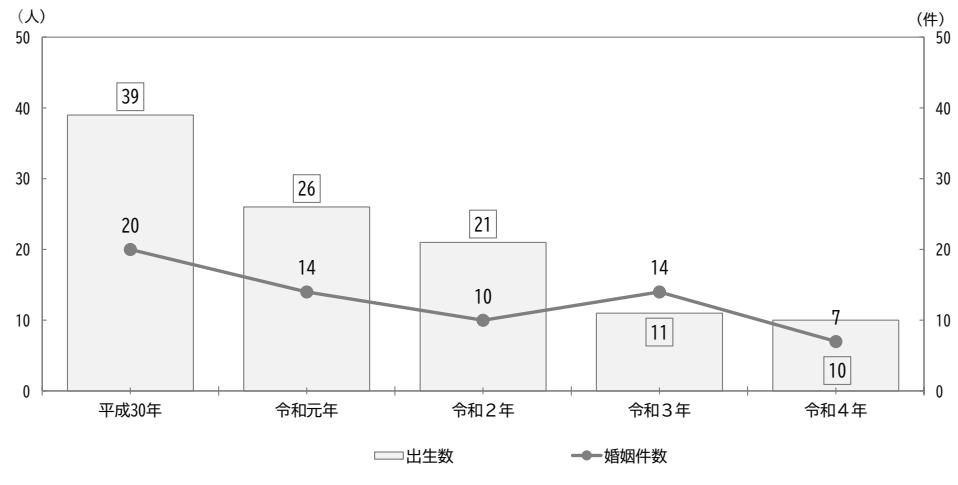
本村の避難状況は、令和2年以降では、県内・県外避難者数は減少しており、村内居住者数は、微増傾向となっています。

施設区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
村内居住者数(人)	1,452	1,479	1,476	1,500	1,513
県内避難者数(人)	3,713	3,495	3,292	3,107	2,942
県外避難者数(人)	226	191	171	157	150
不明(人)	3	3	3	3	3
合計(人)	5,394	5,168	4,942	4,767	4,608

資料:飯館村 HP 避難情報(各年4月1日現在)

### (3) 出生数と婚姻件数の推移

本村の出生数は、平成30年以降減少が続いており、令和3年は11人、令和4年は10人となっています。また、婚姻件数は、近年10件台で推移していましたが、令和4年は7件となっています。



資料:福島県 人口動態統計(各年)

### (4) 村内の学校教育施設等

本村には、就学前児童を対象とする認定こども園「までいの里のこども園」と小・中学校として「いいいたて希望の里学園」があります。また、小学生児童を対象とした放課後児童クラブである「つくしんぼハウス」があります。

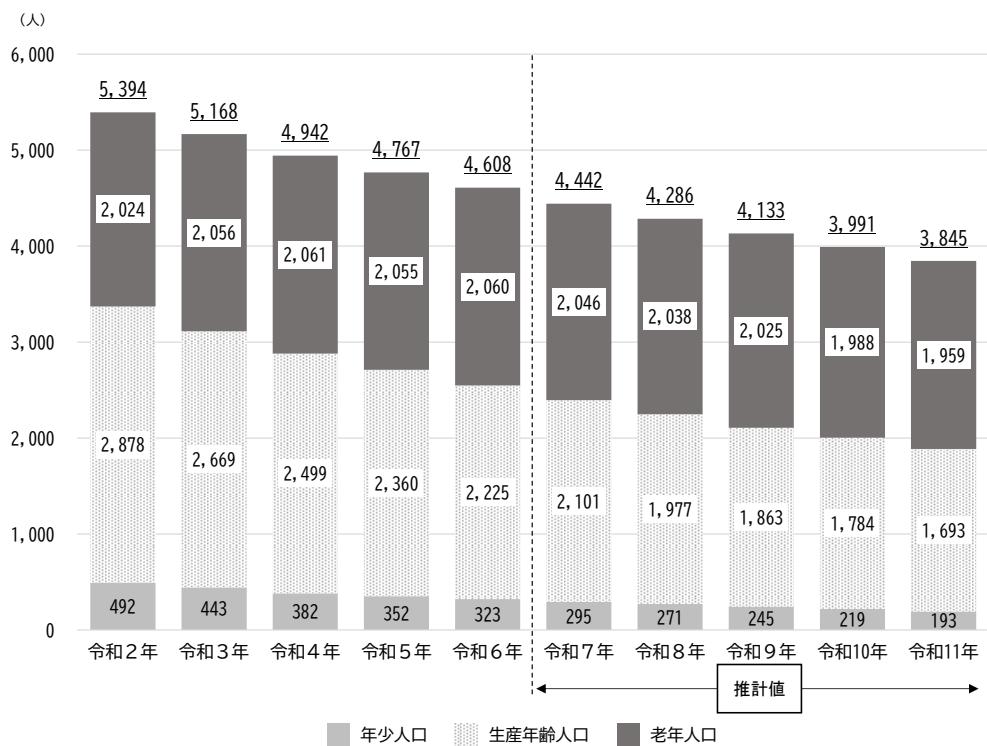
施設区分	施設名称
幼保連携型認定こども園	飯館村立までいの里のこども園
義務教育学校	飯館村立いいたて希望の里学園
放課後児童クラブ	つくしんぼハウス

## 2 将来人口と子ども・若者人口の今後の見通し

### ■将来人口

本村の将来人口は、住民基本台帳人口の結果を用いて各年齢による変化率（例：1歳の人口が翌年2歳になる時の人数の動き）、出生数の動向等を踏まえて算出しました。

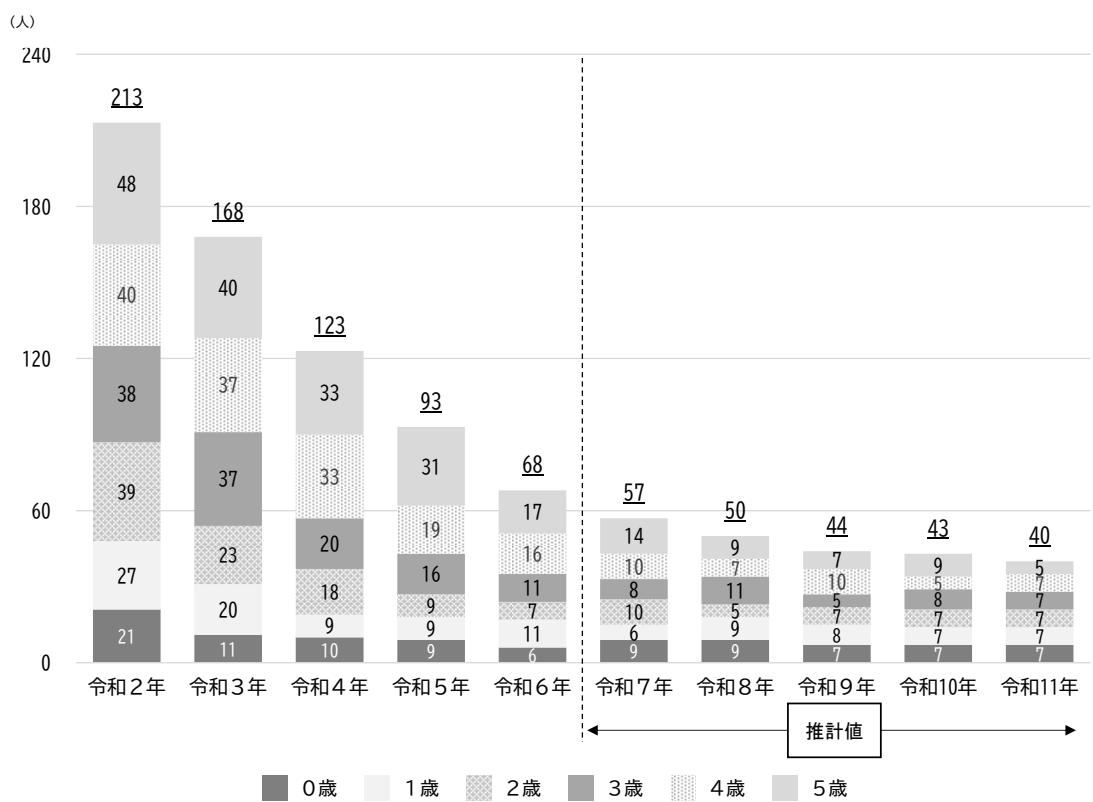
総人口は、令和6年4月1日現在4,608人となっていますが、今後も減少傾向は続き、本計画の最終年度となる令和11年には3,845人となる見込みです。また、年齢3区分別にみると、年少人口、生産年齢人口、老人人口ともに減少していくことが予想されており、年少人口（0～14歳）は193人になる見込みです。



資料：令和2年～令和6年は住民基本台帳（各年4月1日現在）  
令和7年以降は各年齢、出生数の動向による推計

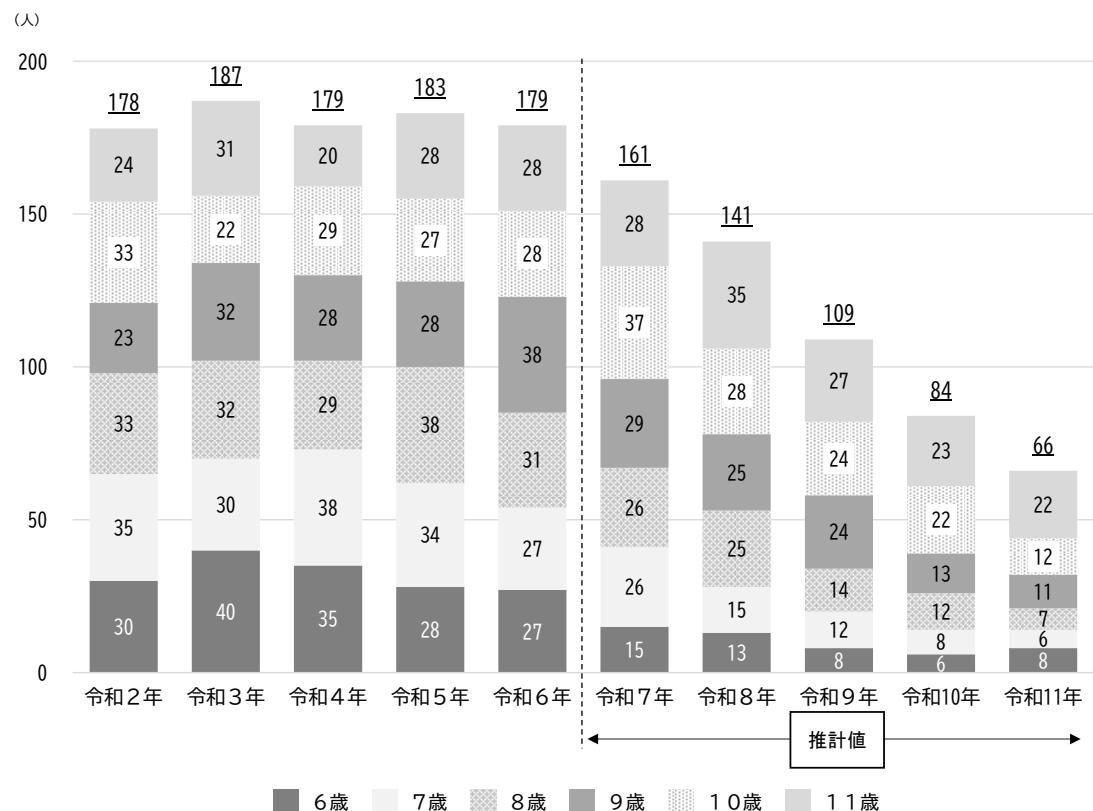
## ■ 0～5歳人口の推計

0～5歳人口は、減少傾向が続き、令和11年時点で40人となり、令和6年と比べ28人程度の減少が見込まれています。



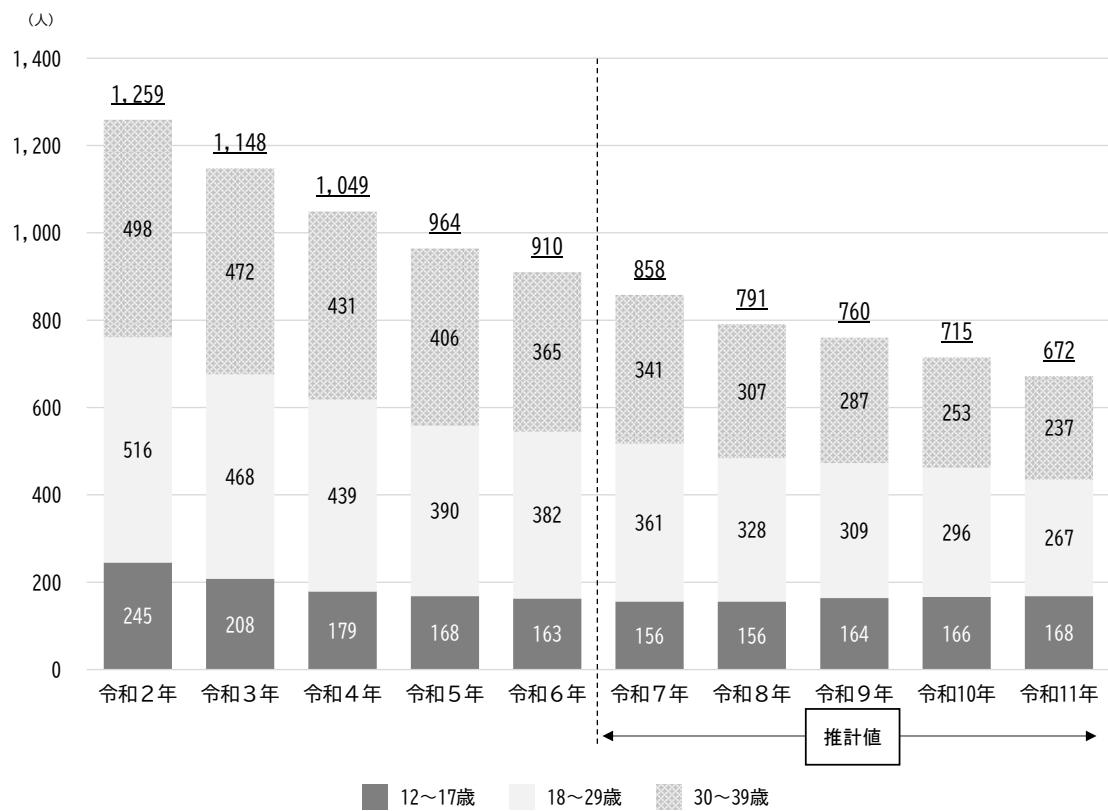
## ■ 6～11歳人口の推計

6～11歳も減少傾向が続き、令和11年時点で66人となり、令和6年と比べ113人程度の減少が見込まれています。



## ■12~39歳人口の推計

12~39歳も減少傾向が続き、令和11年時点で672人となり、令和6年と比べ228人程度の減少が見込まれています。



### 3 主なアンケート調査結果と課題

#### 課題Ⅰ 相談支援体制の充実

就学前児童保護者の健康福祉課(保健センター機能)の情報・相談事業、教育相談の認知度では、「知らなかつた」がそれぞれ22.0%(11人)、48.0%(24人)と高くなっています。

子育て支援センターの子育て相談を利用したいとする割合は、就学前児童保護者で18.2%(6人)と高くなっています。また、子育てをする上で大変だと感じていること、悩んでいることで小学4~6年生保護者では、「相談相手・相談先がない」は13.3%(4人)、中学生保護者で10.0%(2人)となっています。さらに、今後、充実を希望する子育て支援サービスでは、中学生保護者で「悩みを相談できる支援体制の充実」が20.0%(4人)と高くなっています。

「家や学校以外で何でも相談できる場所の利用意向」は、小学4~6年生で「あれば利用したいと思う」が32.3%(10人)と「今後も利用したいと思わない」25.8%(8人)よりも高くなっています。

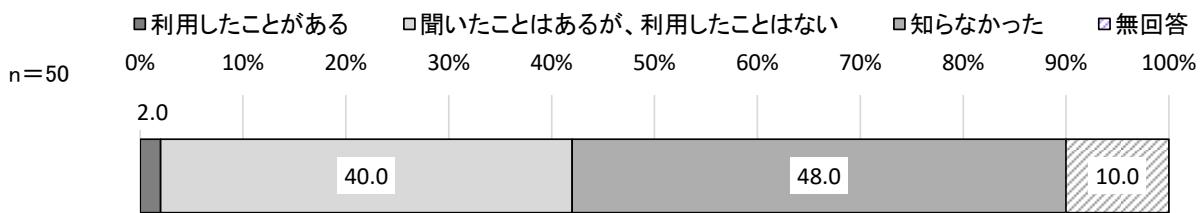
子どもの支援についての意見では、障がいや不登校の子どもへの対応を望む声もありました。

今後も、妊娠期から出産・子育てまで、身近な場所で多様なニーズに応じた相談支援の充実を図るとともに、さまざまな相談に応じる窓口があることを周知し、子どもと保護者に寄り添った支援をしていく必要があります。

#### ◆健康福祉課(保健センター機能)の情報・相談事業の認知度 【就学前児童保護者】



#### ◆教育相談の認知度 【就学前児童保護者】



#### ◆子育て支援センターを利用したい目的 【就学前児童保護者】

(単位：%)

	就学前児童	小学1～3年生	小学4～6年生
子育て相談	18.2(6人)	5.9(1人)	10.0(2人)

#### ◆子育てをする上で大変だと感じていること、悩んでいること 【保護者】

(単位：%)

	就学前児童	小学1～3年生	小学4～6年生	中学生	高校生
相談相手・相談先がない	2.0(1人)	0.0	13.3(4人)	10.0(2人)	5.9(1人)

### ◆今後、充実を希望する子育て支援サービス【保護者】

(単位：%)

	就学前児童	小学1～3年生	小学4～6年生	中学生	高校生
悩みを相談できる 支援体制の充実	8.0(4人)	7.9(3人)	6.7(2人)	20.0(4人)	5.9(1人)

### ◆家や学校以外で何でも相談できる場所の利用意向【子ども】

(単位：%)

	小学4～6年生	中学生	高校生
利用したことがある	3.2(1人)	0.0	5.6(1人)
あれば利用したいと思う	32.3(10人)	11.8(2人)	11.1(2人)
今後も利用したいと思わない	25.8(8人)	58.8(10人)	38.9(7人)
今後利用したいかどうか分からない	25.8(8人)	29.4(5人)	33.3(6人)
無回答	12.9(4人)	0.0	11.1(2人)

## 課題2 放課後の子どもの居場所づくりの充実

就学前児童保護者の子どもの放課後、土曜日、日曜・祝日の過ごさせたい場所については、放課後、土曜日ともに「放課後児童クラブ」が61.1%(11人)、27.8%(5人)と高くなっています。また、小学1～3年生保護者では、小学1～3年生時では「放課後児童クラブ」が63.2%(24人)、小学4～6年生時では「自宅」が44.7%(17人)と最も高くなっています。小学4～6年生保護者では、小学4～6年生時では「自宅」が66.7%(20人)、「放課後児童クラブ」が40.0%(12人)、「習い事」が36.7%(11人)の順で高くなっています。

小学4～6年生、中学生、高校生の家や友だちの家以外で平日の夜や休日を過ごすことができる場所の利用意向では、「あれば利用したいと思う」がそれぞれ19.4%(6人)、17.6%(3人)、16.7%(3人)となっています。

放課後児童クラブのニーズが高いことから、「放課後児童クラブ」の取組を充実させるとともに、子どもが安全に過ごすことができ、保護者が安心できる子どもの居場所づくりが必要です。

### ◆放課後、土曜日、日曜・祝日の過ごさせたい場所【保護者】

(単位：%)

	就学前児童保護者		
	平日の放課後	土曜日	日曜・祝日
自宅	22.2(4人)	50.0(9人)	77.8(14人)
祖父母宅や友人・知人宅	11.1(2人)	16.7(3人)	22.2(4人)
習い事	11.1(2人)	16.7(3人)	11.1(2人)
児童館	0.0	0.0	0.0
放課後子ども教室	5.6(1人)	0.0	0.0
放課後児童クラブ	61.1(11人)	27.8(5人)	0.0
ファミリー・サポート・センター	0.0	0.0	0.0
その他	11.1(2人)	16.7(3人)	16.7(3人)
特にない	0.0	0.0	5.6(1人)
無回答	16.7(3人)	16.7(3人)	16.7(3人)

(単位：%)

	小学1～3年生保護者		小学4～6年生保護者
	小学1～3年生	小学4～6年生	小学4～6年生
自宅	34.2(13人)	44.7(17人)	66.7(20人)
祖父母宅や友人・知人宅	15.8(6人)	7.9(3人)	6.7(2人)
習い事	10.5(4人)	10.5(4人)	36.7(11人)
児童館	2.6(1人)	2.6(1人)	13.3(4人)
放課後子ども教室	10.5(4人)	10.5(4人)	16.7(5人)
放課後児童クラブ	63.2(24人)	28.9(11人)	40.0(12人)
ファミリー・サポート・センター	0.0	0.0	3.3(1人)
その他	5.3(2人)	2.6(1人)	16.7(5人)
特ない	0.0	0.0	3.3(1人)
無回答	0.0	26.3(10人)	0.0

#### ◆家や友だちの家以外で平日の夜や休日を過ごすことができる場所の利用意向【子ども】

(単位：%)

	小学4～6年生	中学生	高校生
利用したことがある	16.1(5人)	5.9(1人)	11.1(2人)
あれば利用したいと思う	19.4(6人)	17.6(3人)	16.7(3人)
今後も利用したいと思わない	32.3(10人)	52.9(9人)	22.2(4人)
今後利用したいかどうか分からぬ	19.4(6人)	23.5(4人)	38.9(7人)
無回答	12.9(4人)	0	11.1(2人)

### 課題3 子育て中の保護者同士の交流の促進

保護者の子育てに関する相談について頼れる人がいない割合は、小学1～3年生で5.3%(2人)、小学4～6年生、高校生で約1割となっています。また、今後、充実を希望する子育て支援サービスでは、「同じ悩みを持つ人の交流の場の創出」は、就学前児童～高校生まで約1割となっています。

今後も、安心して子育てできる環境づくりのため、親子や子ども同士、保護者同士が出会い、遊べる場の提供とその充実を図り、住民同士の交流や情報交換等をさらに促進する必要があります。

#### ◆子育てに関する相談について頼れる人の有無【保護者】

(単位：%)

	就学前児童	小学1～3年生	小学4～6年生	中学生	高校生
頼れる人はいない	0.0	5.3(2人)	10.0(3人)	0.0	11.8(2人)

#### ◆今後、充実を希望する子育て支援サービス【保護者】

(単位：%)

	就学前児童	小学1～3年生	小学4～6年生	中学生	高校生
同じ悩みを持つ人の交流の場の創出	8.0(4人)	7.9(3人)	6.7(2人)	10.0(2人)	5.9(1人)

## 課題4 子どもの貧困等の解消に向けた対策の推進

保護者の現在の暮らしの状況では、「ふつう」が最も多くのものの、「苦しい」、「大変苦しい」は、小学1～3年生以降2割を超えており、特に小学4～6年生では46.7%と高くなっています。また、今後、充実を希望する子育て支援サービスでは、「子どもの医療費の軽減の充実」、「子どもの就学に係る費用の軽減」、「子どもの塾代・受験料への支援」など経済的支援についての項目の割合が高くなっています。

「無料学習塾の充実」については、就学前児童～中学生保護者では、3割を超えており、小学4～6年生～高校生に聞いた「勉強を無料で見てくれる場所の利用意向」では、「あれば利用したいと思う」がそれぞれ3割前後となっており、保護者、子どもともにニーズがあることがわかります。

大人が行う家事や家族のお世話をしている子ども(ヤングケアラー)は、小学4～6年生～高校生全体で、5人となっています。子どもとして過ごす時間の剥奪に当たることや自分自身がヤングケアラーであるという自覚がないことが特徴の一つとなっていることからも、日常生活における子どもの様子に周囲が気づいてあげることも重要です。

### ◆現在の暮らしの状況【保護者】

(単位：%)

	就学前児童	小学1～3年生	小学4～6年生	中学生	高校生
大変ゆとりがある	0.0	2.6(1人)	0.0	5.0(1人)	5.9(1人)
ゆとりがある	2.0(1人)	2.6(1人)	0.0	0.0	0.0
ふつう	76.0(38人)	71.1(27人)	53.3(16人)	65.0(13人)	58.8(10人)
苦しい	8.0(4人)	21.1(8人)	40.0(12人)	20.0(4人)	29.4(5人)
大変苦しい	4.0(2人)	2.6(1人)	6.7(2人)	5.0(1人)	5.9(1人)
無回答	10.0(5人)	0.0	0.0	5.0(1人)	0.0

### ◆今後、充実を希望する子育て支援サービス：経済的支援【保護者】

(単位：%)

	就学前児童	小学1～3年生	小学4～6年生	中学生	高校生
子どもの医療費の軽減の充実	20.0(10人)	26.3(10人)	16.7(5人)	20.0(4人)	23.5(4人)
子どもの就学に係る費用の軽減	54.0(27人)	44.7(17人)	60.0(18人)	45.0(9人)	29.4(5人)
子どもの塾代・受験料への支援	36.0(18人)	50.0(19人)	40.0(12人)	30.0(6人)	35.3(6人)
無料学習塾の充実	34.0(17人)	36.8(14人)	30.0(9人)	40.0(8人)	11.8(2人)

### ◆勉強を無料で見てくれる場所の利用意向【子ども】

(単位：%)

	小学4～6年生	中学生	高校生
利用したことがある	6.5(2人)	0.0	0.0
あれば利用したいと思う	32.3(10人)	29.4(5人)	27.8(5人)
今後も利用したいと思わない	25.8(8人)	41.2(7人)	27.8(5人)
今後利用したいかどうか分からぬ	22.6(7人)	29.4(5人)	33.3(6人)
無回答	12.9(4人)	0.0	11.1(2人)

### ◆家族の中にお世話(大人が行う家事や家族のお世話)をしている人の有無【子ども】

(単位：%)

	小学4～6年生	中学生	高校生
いる	9.7(3人)	5.9(1人)	5.6(1人)
いない	77.4(24人)	94.1(16人)	83.3(15人)
無回答	12.9(4人)	0.0	11.1(2人)

### 課題5 保護者の就労支援

保護者の育児休業の取得状況では、母親は就学前児童で「取得した」は45.0%(18人)、小学1～3年生で25.0%(7人)と高くなっています。一方、父親では、就学前児童で「取得した」は13.0%(6人)と1割を超えるものの、小学1～3年生以降は1割以下となっています。また、母親の育児休業取得後の復帰状況では、「育児休業中に離職した」状況もみられます。

今後、充実を希望する子育て支援サービスでは、「職場環境の整備について企業へ働きかけ」、「育児休業後の職場復帰の支援」、「再就職のための支援」を求める回答も高くなっています。

母親の育児休業取得率は、着実に定着が図られている一方、父親は増加していますが、母親に比べると依然として低い割合となっています。

保護者の仕事と子育ての両立ができるよう支援していくとともに、企業に向けた育児休業制度の導入整備、取得しやすい職場環境(上司の配慮、同僚の協力)を促進していくことが必要です。

### ◆育児休業の取得状況【保護者：母親】

(単位：%)

	就学前児童	小学1～3年生	小学4～6年生	中学生	高校生
働いていなかった	37.5(15人)	46.4(13人)	52.6(10人)	66.7(10人)	25.0(3人)
取得した	45.0(18人)	25.0(7人)	10.5(2人)	0.0	25.0(3人)
現在取得中である	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
取得していない	17.5(7人)	21.4(6人)	36.8(7人)	33.3(5人)	41.7(5人)
無回答	0.0	7.1(2人)	0.0	0.0	8.3(1人)

### ◆育児休業の取得状況【保護者：父親】

(単位：%)

	就学前児童	小学1～3年生	小学4～6年生	中学生	高校生
働いていなかった	2.2(1人)	0.0	0.0	0.0	0.0
取得した	13.0(6人)	8.3(3人)	7.7(2人)	0.0	7.1(1人)
現在取得中である	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
取得していない	80.4(37人)	86.1(31人)	92.3(24人)	100.0(14人)	85.7(12人)
無回答	4.3(2人)	5.6(2人)	0.0	0.0	7.1(1人)

### ◆育児休業後の職場への復帰状況【保護者：母親】

(単位：%)

	就学前児童	小学1～3年生	小学4～6年生	中学生	高校生
育児休業中に離職した	27.8(5人)	28.6(2人)	50.0(1人)	0.0	33.3(1人)

◆今後、充実を希望する子育て支援サービス：就労支援【保護者】

(単位：%)

	就学前児童	小学1～3年生	小学4～6年生	中学生	高校生
職場環境の整備について企業へ働きかけ	20.0(10人)	7.9(3人)	16.7(5人)	20.0(4人)	11.8(2人)
育児休業後の職場復帰の支援	4.0(2人)	2.6(1人)	6.7(2人)	5.0(1人)	5.9(1人)
再就職のための支援	12.0(6人)	5.3(2人)	13.3(4人)	10.0(2人)	5.9(1人)



## **第3章 計画の基本的な考え方**



## | 基本理念

本村は、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災による原発事故から全村民避難という過酷な状況に置かれましたが、平成 29 年 3 月末に帰還困難区域を除く地域の避難指示が解除されました。令和 6 年 11 月 1 日現在、村内居住者は 1,524 人(627 世帯)と全村民 4,540 人の 33.6% にとどまっており、未だ約 3,000 人の村民が村外での避難生活を継続している状況が続いている。

このような状況下においても、これまで本村では未来を担っていく子どもたちの健全な育成を願い、「子ども・子育て支援法」の成立や「子ども・子育て支援新制度」の導入に伴い、認定こども園の開設、幼児教育・保育の無償化などさまざまな事業に取り組んできました。

現在、国内の子どもを取り巻く状況をみると、子ども同士のふれあいの減少、非行等の問題行動やひきこもり・不登校問題、SNS によるいじめや子ども・若者を狙った犯罪、若者が加害者となる犯罪の増加など、子ども・若者に関わるさまざまな問題が深刻化しています。

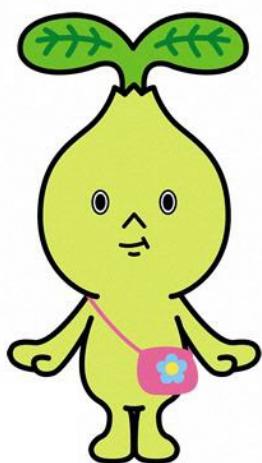
また、子育ての状況に目を向けると、核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化、子育てに対する負担感・不安感の増大、児童虐待の増加など、「子育て」に関わる環境の変化や深刻な問題も顕在化しています。

このような状況の中、誰もが安心して子どもを生み育てられることができ、子どもが笑顔でいきいきと健やかに育つ環境をつくることは、これまで同様本村にとって非常に大きな課題です。

このようなことから、本村の活気を取り戻すべく、「笑顔のタネ」、「元気のタネ」、「希望のタネ」を育て、子ども・若者がいつも笑顔で、心身ともに健康に生活できるよう、地域や学校、事業者、団体、行政などがそれぞれの役割を担い、子ども・若者、子育て家庭を支えていくことが重要です。

こうした考え方に基づき、本計画の基本理念を次のとおり定めます。

### 基本理念



**村は大きな家族  
子ども・若者、子育て家庭を  
んなで支え合い 応援するむら  
いいたて**

※「村」は飯館村、「むら」はまちづくり、むらづくりを指し、使い分けをしています。

## 2 基本目標

### ■ 基本目標 1 子ども・若者、子育て家庭を地域全体で支えます

地域全体で子ども・若者、子育て家庭を支援する意識を醸成するとともに、地域の多様な資源や人材を活用し、行政と地域、関係団体が一体となって子ども・若者がのびのび育つ環境づくりを進めます。

また、一人ひとりの子ども・若者の意見や個性、多様性を大切にし、その育ちを支援するため、教育・保育のさらなる充実と質の向上に努めます。

### ■ 基本目標 2 母子と若者の心身の健康を支えます

妊娠期から子育て期における育児不安・負担を解消するとともに、心身の健康を維持しながら、親と子の好ましい愛着形成を図り適切な養育ができるよう、子育て家庭、子どもを対象とした保健事業の充実に努めます。また、若者に対しては、日常生活において常に健康を意識するとともに、好ましい基本的生活習慣を身に付け、健康診断の定期的受診など自分の健康は自分で守る行動を心掛けることができるよう取り組みます。

### ■ 基本目標 3 子ども・若者の生きる力と豊かな心の育成に努めます

次代を担う子ども・若者が、その成長とともに豊かな人間性を形成し、健やかな身体と確かな学力・生きる力を育んでいくよう、教育・保育内容の充実とともに、就労支援等子育て環境の整備に取り組みます。

### ■ 基本目標 4 きめ細やかな支援が必要な子ども・若者、子育て家庭への支援に取り組みます

障がい、虐待、養育が困難な家庭や、貧困・ヤングケアラー等配慮を必要とする子ども・若者や子育て家庭について、行政、関係団体、地域住民等の連携を強化し、地域全体で支援します。

また、子育て家庭の保護者の就労状況や諸事情によるさまざまなニーズに対応したきめ細やかな教育・保育サービス等を提供するとともに、精神的、経済的負担を軽減し、子育て家庭に寄り添った支援に努めます。

### 3 施策の体系

以下のとおり、基本理念に基づき、4つの基本目標、9つの基本施策に沿って各種事業、取組を展開します。

#### ◆基本理念◆

村は大きな家族

子ども・若者、子育て家庭を  
みんなで支え合い 応援するむら  
いいたて

基本目標 1	基本施策
子ども・若者、子育て家庭を 地域全体で支えます	(1) 地域の子育て意識の向上と環境づくり
基本目標 2	基本施策
母子と若者の心身の健康を 支えます	(1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない 親に向けた心身の健康支援 (2) 子どもの健やかな発育・発達への 心身の健康支援 (3) 若者の心身の健康支援
基本目標 3	基本施策
子ども・若者の生きる力と 豊かな心の育成に努めます	(1) 子どもの生きる力を育む子育て環境の整備 (2) 若者の生きる力の醸成と就労支援
基本目標 4	基本施策
きめ細やかな支援が必要な 子ども・若者、子育て家庭への 支援に取り組みます	(1) 子ども・若者、子育て家庭への応援支援金等 による経済的支援 (2) 家庭と仕事の両立の推進 (3) 支援が必要な子ども・若者、子育て家庭への 支援



## **第4章 施策の展開**



# 1 基本目標1 子ども・若者、子育て家庭を地域全体で支えます

## 基本施策(1) 地域の子育て意識の向上と環境づくり

近年、生活様式の変化や個人の生活を重視する傾向が高まっていることから、近所づきあい、地域住民同士の支え合い、助け合いが希薄になっています。本村では、現在村内居住者は、約1,500人余りとなっており、地域住民の誰もが知り合いとなることが可能な状況(村全体が大きな家族)にあることから、本村ならではの地域の支え合い、助け合いの意識と仕組みを構築し、子ども・若者、子育て家庭を地域全体で応援していきます。

主な事業・取組	取組内容
行政区及び自治組織活動	行政区ごとのコミュニティ維持を図り、地域で子育てる機運を高めます。
地域お助け合い事業内容拡充推進事業	介助等が必要で生活に困る方や孤独な子育てに悩む方などさまざまな方に向け、地域お助け合い事業を拡充し、支え合いの仕組みをつくります。
「子ども家庭総合支援拠点」や「こども家庭センター」における各種相談の実施	村では、令和5年4月1日から、「子ども家庭総合支援拠点」を設置しました。子ども家庭総合支援拠点では、子どもとその家庭及び妊産婦等からの相談に対して、関係機関と連携を図りながら地域資源を活用した情報提供、訪問等による継続的な支援を実施します。 今後、「子ども家庭総合支援拠点」の機能を「こども家庭センター」(令和7年度設置予定)へ移行し、同様の支援を実施していきます。
子育てほっと相談会	乳幼児健康診査等母子保健事業で発育、発達等の経過観察が必要な子どもと保護者を対象に相談会を開催し、子どもへの関わり方や成長発達を一緒に学び、育児や不安を軽減することで、気持ちがほっとし、前向きに子育てできるように支援します。
メールマガジン等を活用した子育て情報の発信	村ホームページ、村公式SNS等を活用し、子育て支援策の発信や子育てイベントの周知を実施しています。
子育てサークルの育成、運営支援	子育てイベントや子育て家庭の交流の機会を設け、保護者同士の交流を図り、子育てサークルの育成や運営支援について取り組みます。

こども園での世代間交流 子育て家庭と高齢者との交流	老人クラブ事業と連携して、までいの里のこども園やいいたて希望の里学園において、昔の遊びや凧揚げ、団子さし等の季節行事を体験する事業を実施しています。また、子育てイベント等を通して、子育て家庭と高齢者との交流の機会を図ります。
飯館村地域活動支援センター事業の推進	障がいのある方が地域において日常生活や社会生活を営むことができるよう、創作的活動や地域交流活動の場を提供し、社会交流の促進を行います。活動する仲間が集まるフリースペースとしての「居場所」づくりを目的に活動しています。
多目的ホールを利用した交流の場の提供	いいたて希望の里学園内の多目的ホールは異年齢の子ども、教職員、保護者、地域の人の交流の場となっています。
保護者同士の交流	妊娠期から出産期、新生児や乳幼児期などを通じて、家庭で子育てをしている保護者に交流と育児相談の場を提供し、育児に関する不安や悩みの解消を図るとともに、保護者同士の交流を促進します。

## 2 基本目標2 母子と若者の心身の健康を支えます

### 基本施策(1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない親に向けた心身の健康支援

健やかに妊娠期を過ごし、安心・安全な妊娠、出産を迎えるよう、妊産婦の健康の保持、増進のための支援制度を充実させるとともに、妊産婦の一人ひとりのニーズを把握し、妊娠から出産に至る不安の軽減につなげます。また、子育て期において母親自身が心身ともに健康であることは、子どもにとっても重要なことから、がん検診、健康診断の受診、健康相談など健康の保持、増進を支援します。

主な事業・取組	取組内容
母子健康手帳交付時の保健指導	妊娠届時に、飯館村に住民票を有する妊婦に対し母子健康手帳を交付するとともに、交付時に保健指導を実施しています。また、村独自の取組として父子手帳も交付しています。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる事業を実施しています。
妊産婦健康診査の実施	母子健康手帳交付時に17回分の妊産婦健康診査の受診票を手渡しし、妊娠中、出産後の母親の体調管理を支援しています。
産後1か月母子健診の実施	出産直後の母親の身体的不調・精神的な不安、負担を解消するため、子どもの生後1か月児健診と併せて産後1か月健診を実施しています。また、受診費用を助成しています。
子育て世代包括支援センターにおける総合相談窓口の開設	妊娠期から出産・子育て期のさまざまな相談に対応しています。また、保健師等が必要に応じて医療機関や保育施設などの関係機関と連携をとりながら子育てをサポートしています。 今後、「こども家庭センター（令和7年度設置予定）へ移行し、同様の支援を実施していきます。
がん検診等の実施	骨粗しょう症、子宮がん（頸部がん）、乳がんの検診を実施しています。検診対象は年齢によって異なりますが、対象年齢に該当する場合は受診勧奨していきます。
健康相談・栄養相談	妊婦訪問や乳幼児健康診査において保健師や管理栄養士が個別の相談を実施します。また、いつでも保健師や管理栄養士が相談に応じ子育てをサポートします。
不妊治療費助成事業	不妊治療を受ける夫婦（事実婚も含む）の自己負担の一部を助成します。

## 基本施策(2) 子どもの健やかな発育・発達への心身の健康支援

子どもの発育や発達、健康状態を定期的に確認し、疾病の予防や早期発見、早期対応を図るとともに、心の健康を維持するため、相談体制の充実に努めます。

主な事業・取組	取組内容
赤ちゃん訪問事業	出産から2か月頃に、保健師が訪問し赤ちゃんの身体測定や栄養、睡眠状態など確認し、成長発達をみます。また、お母さんの体調確認や育児相談などを行い、安心して育児ができるように支援します。訪問時には、木のおもちゃ、絵本、子どもノート、予防接種の受診票を渡します。
乳幼児健康診査	4か月児、10か月児、1歳6か月児、2歳6か月児、3歳5か月児に乳幼児健診を実施しています。
生後1か月健診の実施	出産後から切れ目のない健康診査として、生後1か月頃の乳児の個別健診を実施し、子どもの健康状態や育児の相談等を行います。
乳幼児期からのフッ素塗布の勧奨	むし歯予防のため、乳幼児期からフッ素入り歯磨き粉の利用やフッ素塗布を勧奨しています。
予防接種の実施	予防接種法に基づき、適切な時期に適切な予防接種が受けられるよう、対象となる方に接種勧奨を行っています。また、任意接種としておたふくかぜ予防接種の費用助成を行っています。
小児インフルエンザ予防接種	インフルエンザの発症・重症化を予防するために実施しています。なお、予防接種料金も助成しています。
身体活動・運動の拡大に向けた普及啓発の推進	子どもの頃から、生活習慣病の発症予防に取り組み、生活機能の維持・向上のため、日常生活で取り入れられる身体活動の方法や健康的な運動の情報を提供します。
思春期教室の開催	命の大切さや性に関すること、危機に直面した時は助けを求めてよいということやその対処法について学ぶ機会を創出します。
要保護児童対策地域協議会の開催	虐待、いじめなどを受けた子どもをはじめとする保護が必要な児童等に対する情報を交換し、早期支援につなげられるよう保健福祉事務所、児童相談所、教育機関と連携していきます。

### 基本施策(3) 若者の心身の健康支援

20代、30代のうちから健康意識を持ち、基本的な生活習慣を身に付けるとともに、正しい食生活、適度な身体活動、健康管理をこころがけることが重要です。また、心の健康を維持するため、危機に直面した時の対処法や相談先があることを周知していきます。

主な事業・取組	取組内容
がん検診の実施	20歳以上の偶数歳の女性を対象に、子宮がん(頸部)の検査を実施しています。
健康診査の実施	県民健康管理調査にて16歳以上の方を対象に、健康診査を実施しています。
アルコールと健康についての知識普及	アルコールは、アルコール性肝障害、膵炎等の臓器障害、高血圧、心血管障害、がん等に深く関連するとされていることから、さまざまな媒体を活用して適正な飲酒量や飲酒が体に及ぼす影響について、周知・啓発します。
喫煙が及ぼす健康影響についての知識普及	喫煙は、がん、循環器疾患、COPD(慢性閉塞性肺疾患)、糖尿病に共通したリスク要因であることから、禁煙の必要性を周知していきます。
こころの健康訪問・相談会の開催	精神科医師による個別相談を定期的に開催し、こころの問題のある方が相談できる機会を創出し、問題解決につなげます。
健康交流イベント実施事業	多世代でのスポーツ活動の充実や村内外を含めた健康づくりの交流の場をつくることで、外出の機会を増やし、意思疎通や日常の助け合いを促し、健康への意識向上につなげます。

### 3 基本目標3 子ども・若者の生きる力と豊かな心の育成に努めます

#### 基本施策(1) 子どもの生きる力を育む子育て環境の整備

本村の未来を担う人材を育成するため、子どもたちがこれから社会を生き抜く確かな力と心豊かな人間性を培うため、情操教育をはじめ、さまざまな経験ができるよう支援していきます。

主な事業・取組	取組内容
義務教育学校による小中一貫教育	前期課程、後期課程の9年間の一貫教育を実施し、連続性、系統性に配慮した教育を提供しています。
スクールバスの運行	園児・児童・生徒の通園・通学支援として、スクールバスを運行しています。
いいたて学の推進	村の自然・文化・歴史・伝統を体系的に学び、発信することで伝統文化を継承し、未来の飯館村をつくる人材を育成する教育を実施しています。
ブックスタート事業	一般財団法人出版文化産業振興財団の支援により、生後2か月訪問時に希望の本を3冊プレゼントしています。
ウッドスタート事業	木のおもちゃに親しむことで、木を大切にする心を育み、木への環境や文化を学んでもらうことを目的に、生まれた子どもに木のおもちゃをプレゼントしています。
図書ボランティアによる読み聞かせの実施	図書や読書活動に関心のある村民などで結成された図書ボランティアによる読み聞かせ会を実施し、子どもたちの読書活動を推進しています。
「いい本、たまには、てにする」運動の実施	作家との交流、地域の地理・歴史と連携したイベント等を活用し、読書のおもしろさの幅をひろげ、家庭での読書を推進します。
移動図書館車「あづま号」の活用	県立図書館と連携し、移動図書館車「あづま号」の巡回訪問を実施し、子どもが本と触れ合う機会を創出しています。
公民館図書 図書館車「こあら号」の活用	学童の長期休み期間に「こあら号」で図書の貸出を行っています。
前期課程1・2年生による読み聞かせの実施	前期課程1・2年生がこども園を訪問し、絵本の読み聞かせを行い、交流しています。
読書メッセージコンテストの実施	生涯学習課と国語科授業が連携し、秋の読書週間にいいたて希望の里学園の全児童・生徒、村民を対象に読書メッセージコンテストを実施しています。

## 基本施策(2) 若者の生きる力の醸成と就労支援

若者が本村にしっかりと根を張り、本村の中心的役割を担う人材となれるよう、就労等についてのさまざまな情報提供や就労支援の機会を創出します。

主な事業・取組	取組内容
「生涯学習支援事業」(一人一趣味活動支援事業)や生涯学習講座の開講	人生をもっと楽しくするために、誰もが学べる機会を創出し、村民一人ひとりが得意分野を活かして互いを高め合う支援をしています。
飯館村二十歳の成人式	村の『希望』であり、『宝』である20歳を迎える村民を対象に、毎年『飯館村二十歳の成人式』を開催しています。また「までの里のこども園・いいたて希望の里学園※」に通学された住民票のない方についても式典への参加が可能です。 ※令和7年までは、幼稚園・小学校・中学校に通学された方が対象
就農準備資金・経営開始資金事業	次世代を担う農業者となることを志向する方に対して、就農前の研修段階に資する就農準備金及び就農直後の経営確立に資する経営開始資金を補助します。
までの農業普及推進事業	新規の方や、ベテランの方までの営農の指導や、農産物の販路開拓等、さらなる経営拡大を目指す方へ品目ごとの栽培指導員による助言等を行います。

## 4 基本目標4 きめ細やかな支援が必要な子ども・若者、 子育て家庭への支援に取り組みます

### 基本施策(1) 子ども・若者、子育て家庭への応援支援金等による経済的支援

本村では、次世代を担う子ども・若者を強力に支援し、これからの中村を担う人材の育成のため、赤ちゃん誕生祝金をはじめ、子育て応援支援金等子ども・若者、子育て家庭を対象にさまざまな経済的支援を実施しています。

主な事業・取組	取組内容
出産応援支援金(国の事業)	令和5年2月1日以降に母子健康手帳交付を受けた妊婦の方を対象に、5万円が国より支給されます。母子健康手帳交付時に申請が必要です。
子育て応援支援金(国の事業)	令和5年2月1日以降に出生した子どもが対象で、村に出生届を出した養育者に対し、子ども一人あたり5万円が国より支給されます。 保健師による赤ちゃん訪問時に申請が必要です。
出産育児一時金の支給(国の事業)	令和5年4月1日の出産から、50万円が国から支給されます。
赤ちゃん誕生祝金の支給	出産時に誕生祝金として20万円を支給しています。
子育て応援支援金の支給	小学校及び義務教育学校(前期課程)並びに特別支援学校小学部入学時に10万円、中学校及び義務教育学校(後期課程)並びに特別支援学校中学部入学時に10万円、高等学校及び特別支援学校高等部入学時に20万円を子育て応援支援金として支給しています。
乳幼児・子ども医療費助成	医療福祉の向上と健康の保持増進を図るため、18歳まで保険適用医療費、入院食事医療費の個人負担分を助成しています。
認定こども園入園～義務教育学校卒業まで、教育にかかる費用の無償化	一般的な教材費や修学旅行費、制服・運動着等、教育にかかる費用を無償化しています。
認定こども園、義務教育学校給食費の無償化	までの里のこども園、いいたて希望の里学園において、給食費の無償化を実施しています。
小児インフルエンザ予防接種料金の助成	インフルエンザの発症・重症化を予防するために実施しています。生後6か月から12歳までの方は2回、13歳から中学3年生までの方は1回自己負担なしとしています。

高等学校等通学費の助成	生徒を村内から高等学校等に通学させる保護者または、いいたて希望の里学園卒業時に村内に居住しており、その後親族以外の居所から高等学校等に通学させる保護者を対象に高等学校等に通う生徒の通学費及び居住費を貸付けし、生徒の在学期間に応じ、貸付金の返還を免除する制度を実施しています。
奨学金返還支援事業補助金の支給	令和5年4月1日から村内で就業・起業する方(営農も含む)の奨学金を就業期間に応じて返還の免除または補助します。
結婚新生活支援事業	結婚しこれから村内で新たな生活をスタートする世帯(婚姻日における年齢が夫婦ともに39歳以下の世帯で、両方またはいずれかが村に住所を有し一定の所得以下で村税の滞納等がない世帯)を対象に、住居の取得費用や引越し費用などを支援します。

## 基本施策(2) 家庭と仕事の両立の推進

---

全国的にみると、女性の就業率は年々増加しています。また、子育て家庭での母親の就業率も同様に高くなっていることから、出産、子育てをしながら働き続けられるようにしていくことが求められています。

そのためにも、母親・父親の育児休業制度取得率の向上、時短勤務など柔軟な働き方の推進、取得しやすい職場環境の整備等が必要です。

主な事業・取組	取組内容
仕事と生活の調和(ワークライフバランス)についての情報提供	仕事と生活の調和を推進する育児・介護休業制度等について各種リーフレット、ポスターの掲示・配布により啓発していきます。
ワークライフバランスの推進に積極的に取り組む村内外の優良企業の把握と周知	育児休業の取得推進や柔軟な勤務形態、出産、子育て後の女性の社会復帰など、男女が仕事と家事・育児等の二者択一を迫られることなく働き続けられるよう、ワークライフバランスの推進に積極的に取り組む村内外の優良企業等を把握し、周知していきます。

### 基本施策(3) 支援が必要な子ども・若者、子育て家庭への支援

子育て家庭がそれぞれ抱える子育てに関する悩みや問題は、子育て家庭によってさまざまです。本村では、このような悩みや問題に寄り添いきめ細かく対応し、支援していきます。

主な事業・取組	取組内容
ひとり親家庭の自立支援	児童扶養手当の支給や医療費の補助等、ひとり親家庭への経済的な支援を行いながら、生活基盤を整えるための教育や就職支援を行います。
子ども家庭センター	子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、子ども及び妊産婦の福祉に関する実態の把握や情報提供に努めるとともに、家族等からの相談に対して関係機関と連絡調整を行い、個々の相談内容に応じ、必要な支援をしていきます。
相談機関の周知	各地域での相談窓口について調べることができる検索サイト、SNS・メール・電話等の方法を選べる相談窓口、心のケアセンター、精神保健センター、各保険福祉事務所等での相談会等について周知していきます。
児童発達支援	他市町村や事業所等と連携し、障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
放課後等デイサービス	相談事業所と連携しながら、相談業務を行い、就学している障がいのある児童に、放課後や夏休み期間等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障がいのある児童の放課後等の居場所を提供します。
障がい者の相談支援体制の充実・強化	相馬地方広域市町村圏組合で設置した基幹相談支援センターと連携しながら、総合的な相談業務を実施し個別の事例への対応や情報収集・提供、人材育成の支援、地域生活への移行に向け相談支援体制の充実・強化を図ります。
子育て世帯訪問支援事業	家事や子育て等に不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴し、家事・子育て等の支援を行っています。

福島県のヤングケアラー相談窓口の周知 (県の事業)	県では、「ふくしまヤングケアラーSNS 相談窓口」、「ふくしま子ども SNS 相談」、「親子のための相談 LINE」、「ふくしま 24 時間子ども SOS」、「児童相談所相談専用ダイヤル」、「チャイルドライン」が設置されていることから、必要に応じて利用できることを周知していきます。
ふくしまシングルママ&パパハンドガイドの周知 (県の事業)	県では、経済的支援、就労支援、生活支援、相談支援の情報を掲載した、ひとり親家庭の母親、父親が利用できる情報誌『ふくしまシングルママ&パパハンドガイド』を発行していることから、必要に応じて利用できることを周知していきます。



## **第5章 幼児期の教育・保育の内容 と提供体制**



# 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法により、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供にあたっては、「教育・保育提供区域」を定めることが規定されています。

区域は、地理的条件や人口、交通機関・道路などの社会的条件、教育・保育施設の立地状況や利用実態、今後の利用希望、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して定める必要があります。

本村では、状況を踏まえ、次のように教育・保育提供区域を設定します。

## (1) 教育・保育

本村では、認定こども園1か所において居住地等による区域の設定は行わずに受け入れを行っています。

このため、教育・保育提供区域についても、これまでどおり村内全域を1つの区域として設定します。

## (2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、事業の性質等から広域的な利用が想定されるため、村内全域を1つの区域とします。

ただし、事業の実施にあたっては、地域的な偏在が発生しないよう、子どもの人数や利用者の利便性に十分に配慮することとします。

## 2 教育・保育の量の見込みと確保の内容

### (1) 基本的な考え方

本村においては、東日本大震災による原発事故の影響により、村民の多くは現在もなお村外での避難生活が続いている。認定こども園の利用者は、村内居住者だけではなく、村外居住者も通園しています。これらの現状を踏まえ、「第2期子ども・子育て支援事業計画」の計画期間(令和2年度～令和6年度)の利用実績、就学前児童(0～5歳)の今後の見通しを勘案し、令和7年度～令和11年度における確保の内容を設定します。

#### I号認定・2号認定・3号認定の区分

支給認定区分	対象年齢	保育の必要性	対象となる子ども	利用できる主な施設
I号認定 (教育標準時間)	3～5歳	なし	満3歳以上の就学前の子ども(2号認定を除く)	認定こども園(教育)
2号認定 (保育短時間) (保育標準時間)		あり	満3歳以上で保護者の就労や病気などにより、 <u>保育を必要とする子ども</u>	認定こども園(保育)
3号認定 (保育短時間) (保育標準時間)	0～2歳		満3歳未満で保護者の就労や病気などにより、 <u>保育を必要とする子ども</u>	認定こども園(保育)

### (2) 年度ごとの量の見込みと確保の内容

#### ①令和7(2025)年度

認定区分	I号認定	2号認定		3号認定	
		教育利用	保育利用	0歳	1歳・2歳
量の見込み	2	—	18	3	8
	2	—			
確保方策	認定こども園	2	18	3	8

#### ②令和8(2026)年度

認定区分	I号認定	2号認定		3号認定	
		教育利用	保育利用	0歳	1歳・2歳
量の見込み	2	—	13	8	8
	2	—			
確保方策	認定こども園	2	13	8	8

③令和9(2027)年度

(単位:人)

認定区分	1号認定	2号認定		3号認定	
		教育利用	保育利用	0歳	1歳・2歳
量の見込み	2	—	9	8	11
	2	2			
確保方策	認定こども園	2	9	8	11

④令和10(2028)年度

(単位:人)

認定区分	1号認定	2号認定		3号認定	
		教育利用	保育利用	0歳	1歳・2歳
量の見込み	2	—	11	8	16
	2	2			
確保方策	認定こども園	2	11	8	16

⑤令和11(2029)年度

(単位:人)

認定区分	1号認定	2号認定		3号認定	
		教育利用	保育利用	0歳	1歳・2歳
量の見込み	2	—	15	8	16
	2	2			
確保方策	認定こども園	2	15	8	16

### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

#### (1) 利用者支援事業

事業の概要
教育・保育施設や地域の子育て支援事業等について、情報提供や相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡・調整等を実施する事業です。

##### ①基本的な考え方

本村では、本事業は令和6年度より実施しています。

今後の量の見込み、確保方策は、これまで同様1か所で実施していきます。

##### ②今後の見込みと確保の内容

###### 【今後の量の見込みと確保の内容】

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
確保方策（か所）	1	1	1	1	1

#### (2) 妊婦健康診査

事業の概要
妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

##### ①基本的な考え方

量の見込みについては、令和2年度から令和6年度までの実績と今後の出産見込み数（妊婦数）の全員が受診することを前提に算出しています。

上限回数17回まで補助しており、出産にかかる経済的な負担や不安の軽減に努めるとともに、引き続き、供給体制の確保に努めます。

##### ②量の見込みと確保の内容

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
受診人数（人）	3	8	8	8	8
確保方策	実施場所：健康福祉課（保健センター機能）				

### (3) 乳児家庭全戸訪問事業

事業の概要
生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる事業です。

#### ①基本的な考え方

量の見込みについては、令和2年度から令和6年度までの実績と今後の出産見込み数（産婦数）の全家庭を訪問することを前提に算出しています。

本村においては、村内に居住する1歳未満児まで年齢を拡大し、複数回訪問を実施しています。  
引き続き、供給体制の確保に努めます。

#### ②量の見込みと確保の内容

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み（人）	3	8	8	8	8
確保方策	実施体制（人）	3	8	8	8
	実施機関	健康福祉課(保健センター機能)			

#### (4) 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)

事業の概要
保護者が労働等により昼間家庭にいない「いいたて希望の里学園」に就学している児童に対し、授業の終了後に学園の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

##### ①基本的な考え方

量の見込みについては、令和2年度から令和6年度までの実績と今後の児童数の推計値を勘案して見込み値を算出しました。

確保方策については、引き続き、放課後児童クラブ「つくしんぼハウス」で実施していきます。

##### ②見込みと確保の内容

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み (人)	1年生	6	8	4	5	5
	2年生	2	6	8	4	5
	3年生	4	2	6	8	4
	4年生	11	4	2	6	8
	5年生	3	11	4	2	6
	6年生	1	3	11	4	2
	合計	27	34	35	29	30
確保方策	児童数（人）	27	34	35	29	30
	実施数（か所）	1	1	1	1	1

## (5) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業の概要	
低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助することにより、これらの者の円滑な特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援等の利用を図るための事業です。	

### ①基本的な考え方

本村においては、教育・保育利用者全員において、日用品・文房具等、副食費について無償化を実施しています。量の見込みについては、今後教育・保育利用者の見込み数を勘案し、算出しました。

### ②見込みと確保の内容

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み (人)	日用品・文房具等	19	17	14	14	13
	副食費	19	17	14	14	13

## (6) 養育支援訪問事業

事業の概要	
養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する相談・支援を継続して行うことにより、子どもの健やかな成長発達を促すとともに養育環境の改善を図る事業です。	

### ①基本的な考え方

量の見込みについては、令和2年度から令和6年度までの実績と今後の推計値を勘案して見込み値を算出しました。

確保方策については、引き続き、健康福祉課(保健センター機能)で実施していきます。

### ②見込みと確保の内容

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
確保 方策	量の見込み（人/年）	3	8	8	8	8
	実施体制（人）	3	8	8	8	8
実施機関		健康福祉課(保健センター機能)				

## (7) その他の地域子ども・子育て支援事業

以下の各事業については、本村では現段階においては実施できていません。今後に向けては、村民の帰村状況や利用者のニーズを把握した上で、引き続き、実施に向け検討していきます。

### 地域子育て支援拠点事業の概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

### 子育て短期支援事業の概要

保護者の病気や仕事等の理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において必要な保護を行う事業です。

### 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

### 延長保育事業の概要

認可保育所、認定こども園等で、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育を実施する事業です。

### 病児保育事業の概要

病気中や病後の子どもを病院や認可保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

## (8) 妊婦等包括相談支援事業 【新規】

子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正に伴い、地域子ども・子育て支援事業として新たに位置づけられた事業です。

事業の概要
すべての妊婦や子育て世帯が安心して妊娠、出産、子育てができるよう、妊婦やその配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行うとともに、出産・子育て応援給付金を支給し、精神面、経済面で支援する事業です。

①**基本的な考え方**本村においては、令和4年度より「伴走型相談支援」として事業を実施してきました。

量の見込みについては、今後の出産見込み数（産婦数）から見込み値を算出しました。

### ②**量の見込みと確保の内容**

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み（人）	3	8	8	8	8
確保方策（人）	3	8	8	8	8

## (9) 産後ケア事業 【新規】

母子保健法の改正（令和元年）により、令和3年度から「産後ケア事業」の実施が市区町村の努力義務となった事業です。今回の子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正に基づき、地域子ども・子育て支援事業として新たに位置づけられた事業です。

### 事業の概要

心身の不調や育児について不安のある人を対象に、心身のケアや、乳児相談や育児相談などの育児サポートを行う事業です。

本村においては、これまでも同様の事業を独自事業として実施してきました。

#### ①基本的な考え方

量の見込みについては、令和2年度から令和6年度までの実績と今後の出産見込み数（産婦数）から見込み値を算出しました。

本事業は、産科医療機関等に委託して実施していきます。今後も産後ケアを必要とする産婦が利用できる体制を整えます。

#### ②量の見込みと確保の内容

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み（人）	3	4	4	4	4
確保方策（人）	3	4	4	4	4

## (10) その他の地域子ども・子育て支援事業 【新規】

以下の各事業は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正や、児童福祉法等の一部改正により、地域子ども・子育て支援事業として新たに位置づけられた事業です。

今後に向けては、村民の帰村状況や利用者のニーズを把握した上で、実施に向け検討していきます。

### 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の概要

0歳6か月から2歳までの未就園児が、保護者の就労の有無や理由などの要件を満たさなくても、誰でも保育園の預かり保育や認定こども園等の施設を利用できる制度です。

### 児童育成支援拠点事業の概要

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に、居場所となる場を開設し、支援を包括的に提供する事業です。

### 親子関係形成支援事業の概要

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの心身の発達の状況等に応じた情報提供や相談及び助言等、支援を行う事業です。

## 4 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な期間であり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、家庭や地域の教育力・子育て力の向上に向け、支援していく必要があります。

本村では、平成30年に保育園、幼稚園を廃止し、認定こども園「までいの里のこども園」への移行が完了しています。今後も、これまで培われてきた知識・技能を生かし、認定こども園ならではの質の高い教育・保育の提供に努めていきます。

また、教育においては、義務教育学校「いいたて希望の里学園」が令和2年4月に開校しています。切れ目のない小・中一貫教育とともに、同施設内に認定こども園もあり、学童保育も実施し、0歳から15歳まで、家庭や地域と連携しながら一貫した教育を通して、子どもたちの「知・徳・体」のバランスを大切に、「生きる力」をこれからも育んでいきます。

## **第6章 計画の推進**



# 1 計画の推進

## (1) 連携体制の確立

本計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉、教育・生涯学習、就労・雇用、交通・住宅・環境などのさまざまな施策分野にわたります。このため、子ども・子育て施策、若者施策に関わる関係部署間の緊密な連携に努めながら、総合的で効果的な計画の推進を図ります。

## (2) 村民や関係機関・団体との連携

本計画の推進にあたっては、地域でのきめ細やかな取組が重要であるため、村民や関係機関・団体などさまざまな参画・連携を図る必要があります。さらに、毎年度に計画の進行管理を行い、進捗状況を把握、評価、検証し、その結果をその後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていく仕組みが必要です。

本村では、子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援に関する事業の関係者、学識経験者、関係行政機関の職員等で構成される「飯舘村子ども・子育て会議」で、子ども・子育て支援、若者支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に向けて、幅広い立場から意見を伺い、計画の実効性をより一層高めていきます。

また、本計画で示した施策を展開するためには、行政のみならず、家庭をはじめ、子ども・子育て支援に関して主体的な取組を行う村民団体・グループ、地域、学校、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、専門職、ボランティア、企業・事業者など多くの関係機関・団体の協力が不可欠です。このため、これらの個人、団体などと相互に連携を図り、計画の着実な推進に向けて取り組みます。

## 2 進行管理

### (1) 進行管理の方法

本計画に基づく各施策の実施状況については、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえて施策の充実・見直しについて検討を行うなど、計画の総合的かつ円滑な推進に努めます。

本計画の進捗状況については「飯館村子ども・子育て会議」へ報告し、内容の確認と今後の子ども・若者施策の方向性についての意見聴取を行います。

また、村の広報紙やホームページなどの多様な媒体を活用し、計画の内容や進捗状況などの情報を公開し、広く村民への周知に努めることなどを通じ、幅広い意見を聴取しながら施策の一層の推進に努めます。

### (2) 社会経済情勢等に対応した推進

本計画の推進にあたっては、子ども・若者や子育て家庭を取り巻く環境、社会・経済情勢、国の政策動向などのさまざまな状況の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、可能な限り着実な推進に努めます。

なお、本計画については、国における今後の施策動向、教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の動向などを踏まえて、適宜見直しを行うものとします。

# 資料編



# 1 飯舘村子ども・子育て会議設置要綱

## (設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、飯舘村子ども・子育て会議（以下「子ども会議」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 子ども会議は、法第72条第1項各号に規定する事務を所掌する。

## (組織)

第3条 子ども会議は、委員10人以内で組織する。

- (1) 子ども・子育て支援に関する事業に関する者
- (2) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他村長が必要と認めた者

## (任期)

第4条 委員の任期は、各職の在任期間とする。

## (会長及び副会長)

第5条 子ども会議に会長及び副会長を1人置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 子ども会議は、会長が召集し、会長が会議の議長となる。

- 2 子ども会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子ども会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (意見の聴取)

第7条 子ども会議が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて説明を求め、又は意見を聞くことができる。

## (庶務)

第8条 子ども会議の庶務は、健康福祉課福祉係において処理する。

## (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、子ども会議の運営に関して必要な事項は、村長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

## ■飯舘村子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

機関名	職名	氏名	備考
いいたて希望の里学園	校長	亀田 邦弘	
までいの里のこども園	園長	三品 勝彦	会長
教育課	指導主事	蓮實 修一	
	学校教育係長	高野 琢子	副会長
生涯学習課	生涯学習係長	渡部 誉典	
村づくり推進課	企画定住係長	松下 義光	
村立学校保護者	までいの里のこども園保護者	遠藤 志織	
	いいたて希望の里学園保護者	小林 徳弘	

## 2 計画策定経過

期日	内 容	
令和5年 12月26日	令和5年度 第1回 飯館村 子ども・子育て会議	(1)こども計画策定に係るニーズ調査の実施について (2)子ども・子育て施策の現状について (3)その他
令和6年 2月		アンケート調査の実施 (対象：①小学生本人4～6年 ②中学生本人、 ③高校生本人 ④就学前児童保護者、 ⑤小学生1～3年保護者、 ⑥小学生4～6年保護者、 ⑦中学生保護者 ⑧高校生保護者)
令和6年 6月24日	令和6年度 第1回 飯館村 子ども・子育て会議	(1)こども計画策定に係るニーズ調査の結果について (2)こどもに係る村内の現状及び施策について アンケート調査結果 (3)その他
令和6年 12月19日	令和6年度 第2回 飯館村 子ども・子育て会議 (書面)	こども計画素案についての協議
令和6年 12月27日～ 令和7年 1月31日		パブリックコメントの実施
令和7年 2月26日	令和6年度 第3回 飯館村 子ども・子育て会議	(1) こども計画策定について (2) 今後のスケジュールについて



## 飯舘村 こども計画

令和 7年 3月

---

発行 飯舘村

編集 健康福祉課福祉係

〒960-1892 福島県相馬郡飯舘村伊丹沢字伊丹沢 580 番地 1

TEL: 0244-42-1633

FAX: 0244-42-1632



